



## 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金

**対象** 古河市に住所を有し(予定者を含む)、居住する住宅に補助事業に適合する未使用の設備を設置する人(店舗・事務所等との併用住宅を含む)

### 対象設備

- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム

**補助額** 1設備あたり5万円(上限)

**定員** 60件(予定)

**申込 問** ㊦環境課

5,000㎡以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日から2週間以内に市に届け出を行う必要があります。詳細は問い合わせください。

**問** ㊦都市計画課



## 在宅医療・介護に関する市民向け講座

**日時** ①11月16日(木)②11月28日(火)午後1時30分～3時

**場所** 健康の駅

**対象** 在宅医療と介護について興味・関心のある人など

**内容** ①看取りとグリーフケアについて②在宅医療と看取りの実際、専門職による事例紹介

※グリーフケアとは、大切な人を亡くし、大きな悲嘆(グリーフ)に襲われている人に対するサポートのことです。

**講師** 赤荻榮一氏(古河福祉の森診療所長)

**定員** 各100人(先着)

**費用** 無料

**申込期限** 11月9日(木)(TEL/FAX)

**申込 問** ㊦高齢者サポートセンター総和

(TEL)92-5920、(FAX)92-5594

## 10月は「土地月間」です 土地取引後には届け出を

市では国土利用計画法に基づく届出制度の周知に取り組んでいます。一定面積(市街化区域2,000㎡・市街化調整区域

## 茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会

県西地区10市町の代表チームが県大会を目指し競技を行います。今年は古河市が開催地です。ぜひご覧ください。

**日時** 10月8日(日)

午前9時 [雨天決行]

**場所** 中央運動公園

**問** ㊦防災交通課

## 65歳以上の公的年金受給者で、市民税・県民税(住民税)を納税している人へ ～10月から住民税の公的年金特別徴収税額が変わります～

住民税が公的年金特別徴収(天引き)の対象となる人は、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人です。年金から天引きされる税額および天引きの対象となる年金等については、6月に送付した納税通知書に記載されていますので確認をお願いします。※年金から天引きされる税額は、公的年金の収入に係る税額のみです。

**問** ㊦市民税課

### ■新たに年金特別徴収の対象となった人の場合

年金天引きの開始が10月のため、年税額の半分を6月・8月に普通徴収(納付書または口座引き落とし)で納付し、残りの税額を10月・12月・2月の年金から天引きで徴収します。

### ■前年度から年金特別徴収の対象となっている人の場合

4月・6月・8月の徴収期間を仮徴収と言います。仮徴収の天引き額は、前年度に年金から徴収した金額の1/6相当です。10月・12月・2月の徴収期間を本徴収と言い、年税額から仮徴収額を引き、年税額と同額になるよう残りの税額の1/3ずつを特別徴収します。

平成29年度(年税額6万円の場合)

普通徴収	6月	1万5,000円
	8月	1万5,000円
年金特別徴収	10月	1万円
	12月	1万円
	2月	1万円

平成29年度(年税額9万円)

平成28年度(年税額6万円)の場合

年金特別徴収	仮徴収	4月	1万円
		6月	1万円
		8月	1万円
	本徴収	10月	2万円
		12月	2万円
		2月	2万円